

議事要旨(5) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、企業結合（ステップ2）について、本日審議いただきたい論点の概要及び専門委員会における審議の状況の説明があり、また、村田専門研究員より、説明資料[審議事項(5)－1から(5)－4]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問及び意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の質問があった。
 - ・ 一部売却時に生じた法人税等の取扱いについては、税金費用の配分の問題として他の取引でも同様の論点が考えられるが、この取引に限った取扱いを定めるということなのかを伺いたい。
 - ・ 一部売却時ののれんの未償却額を減額しない取扱いは、全部のれんを採用していれば整合すると考えられるが、IFRSでは購入のれんを採用する場合においてものれんの残高を減額しない取扱いが行われている根拠について教えていただきたい。
- 上記の委員の質問に対して、事務局からは、以下の回答があった。
 - ・ 今回の改正は、一部売却時に生じた法人税等についてのみ取り扱っており、他の取引における処理に影響させることは想定していない。
 - ・ IFRSの結論の根拠には購入のれんの取扱いに限った記載はなく、支配獲得後は、のれんを含む資産又は負債の変動を認識すべきでないとの記載がなされているだけであると理解している。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 一部売却時の法人税等の取扱いは、様々なケースが想定されるため、基準において明確化することは難しいかもしれないが、実務上の疑問点について実際にコメントが寄せられているため、それに応えるような対応方法を検討いただきたい。
 - ・ 非支配株主との取引に係る個別財務諸表上の取扱いについては、どちらの考え方が適切と言い切れるものではないため、実務上対応しやすい取扱いに整理するというところで時価を基礎とすることで良いと考える。
 - ・ 一部売却時ののれんの未償却額の取扱いは、購入のれんを採用しているもとでは根拠の説明が難しいが、支配獲得後の非支配株主との取引を資本取引としたこととの整合を考えると減額しないこととなると考える。
- 上記の委員の質問及び意見に対して、事務局からは、以下の回答があった。
 - ・ 一部売却時の法人税の取扱いは、専門委員会においても様々なケースを想定して検討を行ってきたが、他の会計基準における記載も考慮し、会計基準においてはケースご

とに詳細に定めず、公開草案の提案のままとしたいと考えおり、寄せられたコメントに対しては、コメント対応において、どのような考え方に基づいて整理をしたのかを記載する方向で検討している。

- ・ 非支配株主との取引に係る個別財務諸表上の取扱いについては、資料に記載の通り、実務上の疑問点への対応を検討した結果、公開草案の提案を変更するものである。
- ・ 一部売却時ののれんの未償却額の取扱いは、全部のれんの採用に至っていない中での取扱いについて専門委員会で議論を行ったが、資料に記載の通りの理由により、公開草案の提案を変更するものである。

■

最後に、新井副委員長から、次回以降の委員会においては、連結財務諸表の基本的な考え方を含め、これまで検討してきた論点に関する文案について検討いただきたい旨の説明がなされた。

以上